



JASDAQ

平成 26 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ
代表者名 代表取締役グループCEO 林 郁
(J A S D A Q ・ コ ー ド 4 8 1 9)
(U R L h t t p : / / w w w . g a r a g e . c o . j p /)
問い合わせ先 取締役 コーポレートストラテジー本部 管掌
曾 田 誠
T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成23年9月27日開催の当社第16回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社株券等の大量買付行為への対応方針（以下「旧対応方針」といいます。）を継続しておりますが、旧対応方針の有効期限は、平成26年9月25日開催予定の当社第19回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとなっております。

当社は、かねてより旧対応方針について更なる検討を進めてまいりましたが、本日開催された当社取締役会において、社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により、旧対応方針の内容を一部変更の上（以下、変更後の方針を「本対応方針」といいます。）、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを効力発生の条件として、本対応方針を継続することを決定致しました。本対応方針の旧対応方針からの主要な変更点は、以下のとおりですが、本対応方針の内容につきましてはご参考資料「本対応方針の内容」をご参照ください。

<旧対応方針からの主要な変更点>

- ①大量買付者に対して情報提供を求める期間を設定し、その上限を60日に設定したこと
- ②本対応方針がよりわかりやすいものとなるよう、表現等の形式面を修正したこと

本定時株主総会において、本対応方針の継続についてご承認いただいた場合の本対応方針の有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時までと致します。また、本日開催の当社取締役会において、社外監査役を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の運用が適切に行われることを条件に、本対応方針を継続することに賛同する旨の意見を述べております。

なお、本日現在において、当社株券等について具体的な大量買付行為の対象とされているとの認識はありません。

以 上

本対応方針の内容

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買収後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきと考えております。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合においては、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様及び当社取締役会が適切に判断するために必要かつ十分な情報と時間の提供を大量買付者に対して求めるここと、また、現に経営を担っている当社取締役会から株主の皆様へ、大量買付行為の内容についての評価・意見、さらに、当社取締役会としての代替案が提供される機会を保証することは極めて重要なことと認識しております。大量買付行為の中には、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると判断されるものもあり得ることから、不適切な大量買付行為により当社の企業価値が毀損され、株主の皆様に予想外の不利益が生じることを未然に防止するために、大量買付行為に関する一定のルールを定めておくことが必要であると考えております。

2. 中長期的な企業価値向上に向けた取組み

当社は、「異なるフィールドにある複数の事象をインターネットを使って結びつけ、コンテクスト（＝文脈）を作ることにより、新しい価値を創造し社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一歩先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース（現実空間）とサイバースペース（仮想空間）の接点で新たなコンテクストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

こうした考えの下、当社の企業価値を中長期的に向上させる取組みとして、平成 25 年 6 月期を初年度とする中期 3 カ年計画を策定し、すでに実施しております。「Lean (無駄のない) な変革を Global (地球規模) で興していく」という想いを込めた「Lean Global」という企業コンセプトのもと、以下の 3 点を重要な経営課題と位置付け、注力して取り組んでおります。

①日本/米国/アジアを結ぶグローバルインキュベーションストリームの構築

スマートフォン等の高性能モバイル端末の普及により、アジアを含む新興国でインターネット人口が急拡大し、これに伴ってインターネットビジネスが急速にグローバル化しております。当社はグループ本社機能がある東京、ソフトウェア開発を主軸とした技術開発ヘッドクオーターがあるサンフランシスコ、アジア地域における決済事業の拠点がある香港の3拠点体制を確立し、シリコンバレー発の最先端ビジネスを日本において最適化し、経済成長が著しいアジア市場へつなぐ「インキュベーションストリーム」の構築を推進してまいります。

②グループリソース活用によるデータマネジメント事業の確立

小売業をはじめとして、多くのサービスがインターネットサービスに置き換えられることによって蓄積された大量の行動データ（ビッグデータ）を有効活用できるか否かが、インターネットビジネスの勝敗を分ける一つの決め手となりつつあります。当社グループには、インターネットメディアの運営やEコマース決済サービスの提供を通じて、大量のマーケティングデータが蓄積されており、これらのデータを活用しながら、最先端のマーケティング・テクノロジーを融合したデータマネジメント事業を立ち上げ、マーケティング事業における、総合プロモーション及びウェブマーケティングに続く収益の柱へと育成してまいります。

③決済プラットフォームのアジア展開

当社グループはベリトランス㈱を連結子会社化したことにより、日本最大級のオンライン決済プラットフォームの構築を実現致しました。今後は、これまでに国内市場で培ってきた決済事業のノウハウと最先端のテクノロジーを結集し、アジア各国の文化・商習慣に合わせて最適化した決済プラットフォームをアジア地域に展開してまいります。

3. 本対応方針の内容

(1) 大量買付行為への対応の枠組 ー 大量買付ルール

当社が提示する大量買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）は、特定株式保有者等（注1）が議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）が行われる場合には、大量買付者は、①事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始する、というものです。本対応方針の概要は別紙2「本対応方針の概要」に記載のとおりですが、具体的な大量買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

(a) 意向表明書の提出

大量買付者には、大量買付行為を行おうとする場合に、事前に当社代表取締役宛に、大量買付

ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書（注4）を提出していただくこととします。当該意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先及び企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。なお、当社取締役会は、大量買付者からの意向表明書を受領した際は、速やかに必要な情報の開示を行います。

(b) 特別委員会

当社は、大量買付ルールの運用の適正性を確保するために、また当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るべく一定の方策をとる場合における、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。本方針継続時における特別委員会の委員には、小見山満氏、高中正彦氏、武邑光裕氏が、それぞれ就任する予定となっております（各委員候補者の氏名及び略歴については別紙3「特別委員会委員の紹介」をご参照ください。）。

特別委員会は、以下の(c)に従って、大量買付者から提供される大量買付情報が十分か否かの判断及び以下の(2)に記載する対抗措置の発動の是非について、別紙4「特別委員会に関するガイドラインの概要」に従って当社取締役会に勧告等を行います。

当社取締役会は、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、以下の(2)に定める対抗措置の取扱いを最終的に決定致します。

(c) 大量買付情報の提出

大量買付者には、当社取締役会に対し、株主の皆様の適切な判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、前述の意向表明書受領後5営業日以内に、大量買付者に提出していただく大量買付情報のリストを交付致します。当該リストの項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- ⑤ その他当社取締役会が必要と考える情報

当社取締役会が大量買付者から提出していただいた大量買付情報では不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、回答期限を適宜定めた上で（最初に大量買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、十分な大量買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報その他の情報のうち、株主の皆様の大量買付行為に対する賛否の判断に必要であると判断したものがある場合は、その全部または一部を公表致します。

(d) 当社取締役会による評価・検討期間

当社取締役会は、当該大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものか否かを判断するに当たり、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護

士、コンサルタント等で構成される第三者機関の助言も受けながら、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、当社取締役会としての評価、意見形成及び代替案の立案等を行います。そのためには、大量買付者からの大量買付情報の開示が完了した後、以下に示すような時間的猶予（以下、「評価期間」といいます。）が必要であると考えており、大量買付行為はこの評価期間終了後にのみ実施されうるものとします。

- ①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は 60 日間
- ②その他の買付けの場合は 90 日間

(2) 対抗措置の取扱い

(a) 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付ルールは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するという観点から、株主の皆様に、このような大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価、意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。

従って、大量買付ルールが遵守されている場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示または株主の皆様への説得等を行う可能性はありますが、対抗措置の発動の決議は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、以下の①ないし⑤に掲げたような、大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合であり、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙 5 に記載のとおりと致します。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者またはそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更または撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合または対抗措置をとることが相当ではないと判断された場合には、特別委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止または撤回することができるものと致します。対抗措置の発動に係る決議を中止または撤回する場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(b) 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者によって大量買付ルールが遵守されない場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保を目的とし、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとります。なお、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙5に記載のとおりと致します。

(c) 株主総会の開催

上記(a)「大量買付ルールが遵守された場合」に記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則と致しますが、本対応方針に従った対抗措置発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、特別委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合または特別委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものと致します。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(3) 本方針の有効期限

本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られ、本対応方針が継続された場合、その有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時までとし、その継続については、当社第22回定時株主総会において株主の皆様の意思を確認することとします。当社第22回定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、

本対応方針は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時をもって失効致します。なお、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本対応方針は、その時点から将来に向かって廃止されるものと致します。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 大量買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大量買付ルールは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大量買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.(2)において述べたように、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、または大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合であっても上記3.(2)(a)に定める場合には、当社取締役会は、当社及び株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者及びその特定株式保有者等など別紙5の7の行使条件により新株予約権行使できない者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行った場合の、新株予約権の行使または当社による取得についての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりです。

① 株主の皆様が新株予約権行使する場合

新株予約権行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせ致します。

② 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きをとれば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会が定める一定の基準日現在の株主名簿に記録された株主の皆様に割当てを行うこととなりますので、株主名簿への記録が未了の株主の皆様に関しては、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当基準日までに、株主名簿への記録が可能となるよう振替手続きを完了していただく必要があります。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降権利行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することができます。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5. 本対応方針の合理性について

(1) 株主意思が反映されていること

本対応方針の継続に関しては、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、また、その有効期限に関しても、上記3.(3)に記載のとおり、平成29年に開催予定の当社第22回定時株主総会までとすることにより、約3年後に本対応方針を再度検討する機会を設けております。このように、本対応方針の継続、更新及び継続期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものと致しております。

(2) 当社取締役会の判断の客観性・合理性が確保されていること

対抗措置の発動に関して、上記3.(2)「対抗措置の取扱い」に記載のとおり、あらかじめ合理的かつ客観的な発動要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止する仕組みを確保しております。また、当社取締役会は、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非を決議するに当たり、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告等を最大限尊重することとしており、さらに、3.(2)(c)「株主総会の開催」に記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

(3) 廃止が困難な買収防衛策ではないこと

上記3.(2)「対抗措置の取扱い」に記載のとおり、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本対応方針は廃止されるものとされており、大量買付者が当社の株主総会で自己の指名する取締役を選任し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって、本対応方針を廃止することが可能であります。従って、本対応方針はいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の選任時期は一致しておりませんが、当社の取締役の過半数は同一任期であり、また、取締役の解任決議要件につきましても特別決

議を要件とするような決議要件の加重をしていないため、取締役の選任のみならず、その解任も普通決議で行うことができます。よって、当社の株主の皆様は、当社定時株主総会又は当社臨時株主総会において、普通決議により、当社取締役会の構成員の過半数を交替させることができ、その後速やかに、交替後の当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。従って、本対応方針はいわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行なうことことができず、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

従って、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しており、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

今後も会社法その他買収防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等の動向を踏まえて、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するために、買収防衛策としての合理性を高めていくための制度設計に尽力してまいります。なお、金融商品取引法の改正その他法令の改正による法令名及び必要な条項の読み替え、改正箇所の反映等については、当社取締役会において行なうものとします。

注1：特定株式保有者等

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）
または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）
を意味します。

注2：議決権割合

- (i) 特定株式保有者等が、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）
または、
- (ii) 特定株式保有者等が、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計
をいいます。
(i) または (ii) の各株券等保有割合の算出において、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：意向表明書

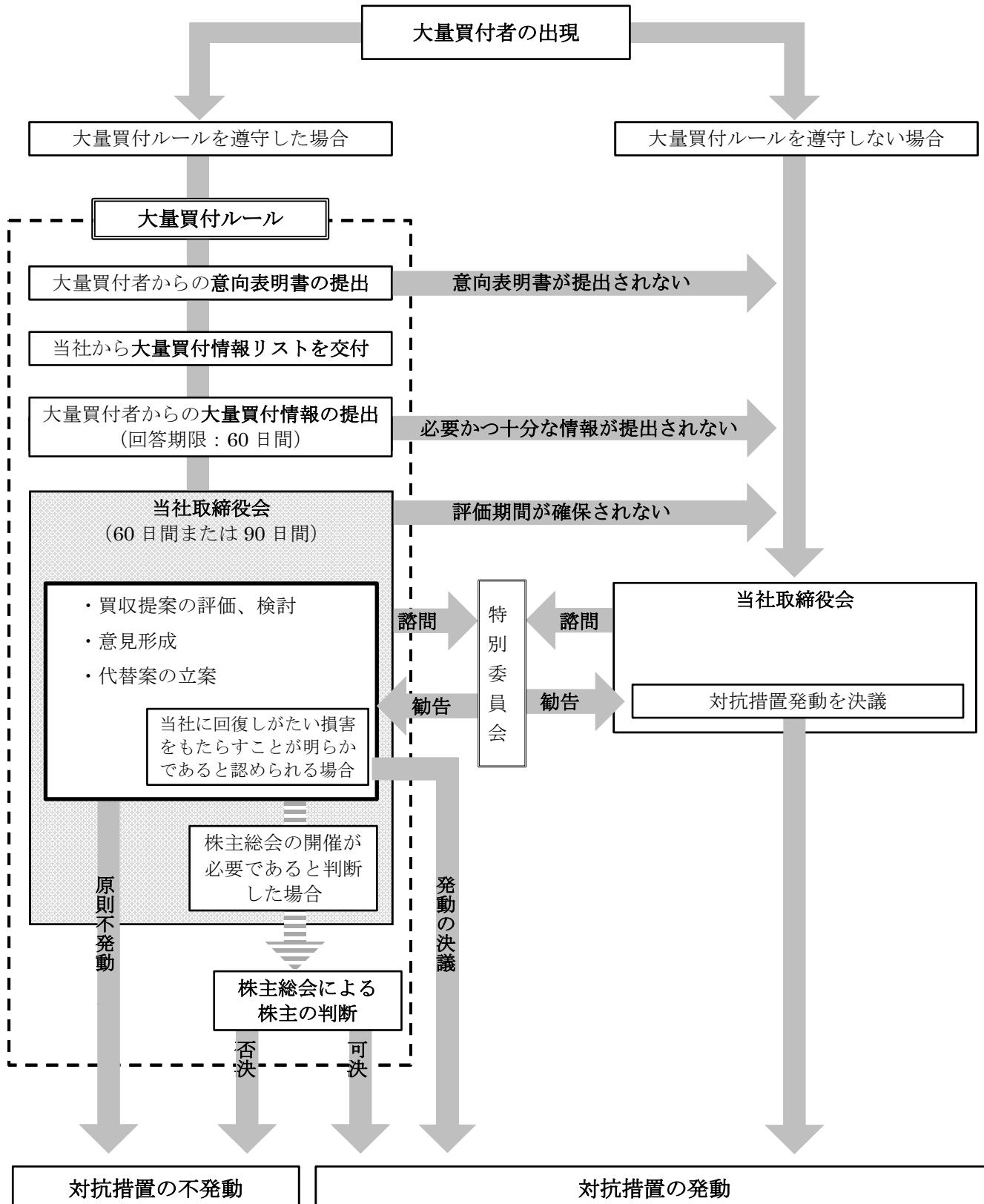
株主の皆様に対して適切な情報の開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同趣旨の観点から日本語の意向表明書を正本として取り扱います。

別紙1

平成26年6月30日現在の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
林 郁	東京都渋谷区	6,760,100	14.31
株電通	東京都港区東新橋一丁目8番1号	3,300,000	6.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,812,700	3.84
日本マスター トラスト信託銀行株 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,574,500	3.33
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV-B NY GCM CLIENT ACC T J P R D LMG C (常任代理人 シティバンク銀行株)	RUE MONTOYER, 46 B-1000, BRUSSELS BELGIUM (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	1,521,400	3.22
TIS株	東京都新宿区西新宿8丁目17番1号	1,483,800	3.14
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524 (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,427,000	3.02
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUF G証券株)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	1,026,100	2.17
シー エム ビー エル, エス エ ー リ. ミューチャル ファンド (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区4丁目16番13号)	855,000	1.81
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー 50 5041 (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部)	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U. K. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	704,300	1.49

本対応方針の概要



特別委員会委員の紹介

小見山 満 (こみやま みつる)

略歴：昭和52年 4月 ピート・マーウィック会計事務所（東京）入所
昭和55年 3月 公認会計士登録
昭和55年 9月 税理士登録
昭和56年 8月 ピート・マーウィック会計事務所（LA）入所
昭和58年 7月 米国公認会計士登録
昭和59年 11月 小見山公認会計士事務所開設
平成 6年 6月 東京税理士会 国際業務相談室相談員（現任）
平成19年 4月 慶應義塾大学大学院 特別招聘教授（現任）
平成22年 7月 日本公認会計士協会 副会長

高 中 正 彦 (たかなか まさひこ)

略歴：昭和54年 4月 弁護士名簿登録・東京弁護士会入会
平成 3年 4月 日本弁護士連合会調査室室長
平成13年 4月 東京地方裁判所調停委員（現任）
平成17年 6月 株式会社JCU（旧 萩原ユージライト株）監査役
平成19年 4月 東海大学法科大学院非常勤講師
平成20年 5月 法務省日弁連・外国弁護士制度研究会委員
平成22年 4月 日弁連・業際・非弁問題等対策本部本部長代行
平成23年 6月 日弁連・弁護士制度改革推進本部本部長代行
平成26年 4月 東京弁護士会会长（現任）
平成26年 4月 日本弁護士連合会副会長（現任）

武 邑 光 裕 (たけむら みつひろ)

略歴：昭和61年 4月 日本大学芸術学部専任講師
平成 8年 4月 京都造形芸術大学メディア美学研究センター所長
平成11年 4月 東京大学大学院新領域創世科学研究科
環境学専攻人間環境学メディア環境学分野助教授
平成14年 4月 財団法人デジタル・コンテンツ協会 評議員
平成18年 4月 札幌市立大学デザイン学部教授（現任）
平成18年 4月 札幌市立大学付属図書館長
平成19年 4月 北海道大学大学院観光創造研究科非常勤講師（現任）
平成22年 4月 NPO法人 都市文化創造機構理事（現任）
平成24年 7月 札幌メディア・アーツ・ラボ所長（現任）
平成24年 7月 札幌国際芸術祭 2014 ゼネラル・プロデューサー（現任）

別紙4

特別委員会に関するガイドラインの概要

このガイドラインは、大量買付者が現れた場合において、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非（以下、「対抗措置発動の是非」という。）について、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下のとおりである。

1. 特別委員会の組織

特別委員会は、3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、当社取締役会は、その決議に基づいて、当社の社外監査役、外部の弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等の中から特別委員会の委員を選任するものとする。

2. 特別委員会による権限

特別委員会は、大量買付者から提供される情報が大量買付情報として十分か否かの判断及び対抗措置発動の是非（対抗措置の中止または撤回の是非についても含む。）について、当社取締役会に勧告等を行うものとする。なお、当社取締役会は、かかる勧告等を最大限尊重の上、取締役会決議を行うものとする。

3. 特別委員会による検討の指針

特別委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置発動の是非について勧告等を行うに際し、①大量買付者の目的等が株主の皆様の共同の利益を損なう恐れがある者であるか否か、②大量買付者の買付けが株主の皆様に当社の株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により大量買付情報として十分な情報が提出されているか否か、④大量買付者が株主の皆様に提示したよりも有利な条件を株主の皆様にもたらすために、当社が大量買付者との間で交渉を行うことが必要となるか否か、⑤当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑥発動しようとする対抗措置が買収防衛策として相当なものか否か等を基準として判断をするものとする。

4. 特別委員会による請求

特別委員会は、前項に定める事項を検討するに際し、当社取締役会に対して、①大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含む。）の概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含む。）、②大量買付行為の目的、方法及び内容、③買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け、④大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事

業計画、⑤その他当社取締役会が必要と考える情報の開示・提供を求めるなどを要請することができるものとする。

5. 特別委員会に対する助言等

特別委員会は、対抗措置発動の是非を検討するに際し、弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等から助言を求めるものとする。

6. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。ただし、疾病等やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認の上、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

7. 変更

このガイドラインの変更は、特別委員会の決議により行うものとする。

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行う。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合またはその他の場合においては、所用の調整を行うものとする。

3. 新株予約権無償割当の効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、当社普通株式1株当たり金1円以上とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できないものが有する新株予約権を除く。）のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

7. 新株予約権の行使条件

大量買付者及びその特定株式保有者等ならびに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。